

株主各位

第151期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示情報

- I. 会社の新株予約権等に関する事項
- II. 業務の適正を確保するための体制
- III. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- IV. 会社の支配に関する基本方針
- V. 連結持分変動計算書
- VI. 連結注記表
- VII. 株主資本等変動計算書
- VIII. 個別注記表

2019年6月3日

オリンパス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

I. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
2013年8月8日 (第1回)	401個	普通株式 40,100株	1株当たり 2,940円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員
2014年6月26日 (第2回)	410個	普通株式 41,000株	1株当たり 3,625円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員
2015年6月26日 (第3回)	387個	普通株式 38,700株	1株当たり 4,415円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員
2016年6月28日 (第4回)	395個	普通株式 39,500株	1株当たり 3,582円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員

- (注) 1. ①新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年に限って新株予約権を行使することができます。
- ②新株予約権者が、当社の取締役または執行役員退任後、当社の監査役に就任した場合は、新株予約権を行使することができるのは、監査役の地位を喪失した日の翌日の1年後からの10年間とします。
- ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第1回新株予約権が10個、第2回新株予約権が10個、第3回新株予約権が3個、第4回新株予約権が15個、それぞれ減少しています。
3. 2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。

2. 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行回次	区分	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
第1回新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	95個	普通株式9,500株	4名
	監査役 (社外監査役を除く)	12個	普通株式1,200株	1名
第2回新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	110個	普通株式11,000株	5名
	監査役 (社外監査役を除く)	12個	普通株式1,200株	1名
第3回新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	113個	普通株式11,300株	5名
	監査役 (社外監査役を除く)	12個	普通株式1,200株	1名
第4回新株予約権	取締役 (社外取締役を除く)	124個	普通株式12,400株	5名
	監査役 (社外監査役を除く)	9個	普通株式900株	1名

II. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、オリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2)当社は、オリンパスグループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括部門を設置します。統括部門は「グローバルコンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にコンプライアンスヘルプラインを設置し、法令違反等が発生または発生する可能性があると判断した場合、使用人は通報することができます。
- (3)当社は、社長をC S R責任者とし、担当役員を委員長とするC S R委員会を設置し、オリンパスグループにおけるC S R活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行うため定期的開催します。また、C S R委員会は、高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を実現するための取り組みを推進します。
- (4)当社は、社長直轄の監査室を設置します。内部監査規程に基づき監査室は、業務全般に関し法令、定款および規程類の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、当社および国内子会社の内部監査を実施します。また、海外子会社については地域統括会社の内部監査部門が定期的に内部監査を実施します。その監査結果を当社の社長、取締役会および監査役会に報告します。
- (5)当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については内部統制規程に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (6)当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、監査室において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (7)当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、総務部を所管として弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2)取締役および監査役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。社長は、取締役会規程に規定されているオリンパスグループの重要事項について、経営執行会議で十分な審議を経たうえで、取締役会に提案します。取締役会は、その提案内容を十分に審議し意思決定を行います。また、社長は、取締役会付議事項以外の重要事項についても、経営執行会議の審議を経たうえで、意思決定を行います。
- (2)当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3)当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、オリンパスグループのリスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、当社および子会社担当部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、担当部門は、社長をはじめとする経営執行会議メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき毎月報告を受けます。
- (2)取締役会は、社長およびその他の業務執行取締役の職務の分担を決定するほか、執行役員の職務の分担について承認します。また、その職務の執行状況について報告を受けます。
- (3)取締役会は、決裁規程や組織規程等の規程類により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限について承認します。また、主要な経営組織から職務の執行状況について報告を受けます。
- (4)当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施しています。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社は、関係会社管理規程により子会社に関する管理基準を明確化し、各社の経営状況のレビューを行い、定期的に経営執行会議に報告します。
- (2)当社は、経営執行会議グローバルセッションを定期的で開催することで、子会社から報告を受けます。
- (3)当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保します。

- ①取締役および使用人等は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の職務を補助するにあたり指揮・命令を行わないものとします。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査役会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1)当社の取締役および使用人、子会社の取締役および監査役ならびに使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当部署を通じすみやかに当社の監査役会に報告します。その他、法令および当社の監査役会が制定する監査役会規程ならびに監査役監査基準に基づき、監査役がオリンパスグループの取締役および使用人に対して報告を求めたときは、当該取締役および使用人はすみやかに監査役に報告します。
- (2)当社は、コンプライアンスヘルプライン運用規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に常勤監査役に報告します。
- (3)当社の監査室は、定期的に当社監査役に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査役に対して報告します。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類を定め、監査役による職務の執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社および子会社の取締役および使用人は、監査役によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2)当社は、監査役が取締役および会計監査人その他の監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3)当社は、監査役が取締役会に出席するほか、経営執行会議その他重要な会議に出席し、意見を述べる機会を確保します。
- (4)当社は、監査役の求めに応じて、監査役と子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を制定しており、規程類の制定ならびに改定を行いました。また、コンプライアンス委員会を6回開催し、コンプライアンス活動状況について報告しました。さらに、グローバルコンプライアンスコミッティを4回開催しました。加えて、経営執行会議メンバーに対するコンプライアンス研修を実施しました。
 - ・ 当社は、社内外に設置しているコンプライアンスヘルプラインの制度の周知と意識啓発を図るとともに、随時通報を受け付け、通報内容および調査結果を監査役に報告しました。
 - ・ 当社は、CSR委員会を開催し、取り組み状況について経営執行会議に報告しました。また、グローバル・CSR・ミーティングを3回開催し、グループ全体で活動を強化しました。
 - ・ 当社の監査室は、内部監査規程に基づき、監査計画や監査実施状況等について、社長および取締役会に報告しました。また、内部統制実施方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用状況を取締役に報告しました。さらに、監査結果を当社の社長、取締役会および監査役に報告しました。
 - ・ 当社は、主要な子会社を取締役および監査役を派遣しているほか、子会社の重要事項についてはオリンパスグローバルルールである内部統制規程および各地域の内部統制規程に基づき、当社において審議しました。
 - ・ 当社は、当社および子会社の取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施しました。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 当社は、文書管理規程に基づき、取締役会議事録、有価証券報告書および規程類等の作成および保存を行いました。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、オリンパスグループの重要事項について、経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に上程しています。また、経営執行会議および取締役会を定期的に開催しました。さらに、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行いました。
 - ・ 当社は、必要な教育・研修および会議体を開催する等により、オリンパスグループとしてリスクマネジメントに取り組みました。さらに、CSR委員会においてリスクアセスメントを実施したほか、災害が発生した場合での迅速な対応のための訓練等を実施しました。
 - ・ 当社は、情報セキュリティの担当役員であるチーフインフォメーションセキュリティオフィサーを新設するとともに、「情報セキュリティ・グローバル・プロジェクト」を発足させ、グループ全体の情報セキュリティ体制を強化しました。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、取締役の職務の執行状況について担当役員による報告を行いました。また、次年度の事業計画を策定しました。なお、当期において取締役会を28回開催しました。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は、子会社から実績の報告を毎月受けたほか、四半期および年間レビューを行いました。また、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しています。さらに、経営執行会議グローバルセッションを開催し、必要な報告および討議を行いました。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当社は、従来から監査役室を設置しており、専任の使用人を2名、兼任の使用人を1名配置しています。また、規程に基づき、執行からの独立性を確保するとともに、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保しました。
7. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ・ 当社は、監査役が、取締役、執行役員、使用人および会計監査人との意見交換を必要に応じて実施できるようにしました。また、監査役が、経営執行会議およびグローバルコンプライアンスコミティ等へ出席する機会を確保しました。さらに、コンプライアンスに関する状況をはじめ、内部通報状況および調査結果を監査役に報告しました。なお、当期において監査役会を36回開催しました。
8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社は、監査役の職務を支える体制に係る規程を定め、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、遵守しています。
9. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 当社は、監査役の求めに応じて、必要な費用においては適宜精算しました。
10. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、監査役の求めに応じ、取締役、執行役員および使用人との意見交換を必要に応じて実施し、監査役の監査の実効性を高めました。また、経営執行会議およびグローバルコンプライアンスコミティ等へ出席する機会を確保しました。さらに当社の監査役は、関係会社監査役連絡会を開催するとともに、子会社の監査役との面談も実施しました。

IV. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

V. 連結持分変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合計		
2018年4月1日 残高	124,560	91,502	△4,775	△5,810	237,316	442,793	1,466	444,259
当期利益					8,147	8,147	△98	8,049
その他の包括利益				△53		△53	1	△52
当期包括利益	—	—	—	△53	8,147	8,094	△97	7,997
自己株式の取得			△8			△8		△8
自己株式の処分		△20	19			△1		△1
剰余金の配当					△9,559	△9,559	△368	△9,927
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替額				△2,371	2,371	—		—
株式報酬取引	46	21				67		67
非支配持分との資本取引		△193				△193	193	—
所有者との取引額等合計	46	△192	11	△2,371	△7,188	△9,694	△175	△9,869
2019年3月31日 残高	124,606	91,310	△4,764	△8,234	238,275	441,193	1,194	442,387

VI. 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 91社

主要な連結子会社の名称 Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited
Olympus (China) Co., Ltd.

連結範囲の変更

(新規) 2社

Olympus Medical Products Portugal unipessoal Lda.他1社は、当連結会計年度に新規設立したことに伴い、連結子会社を含めています。

(除外) 7社

Olympus FN Korea Co., Ltd.他6社は、当連結会計年度に清算したことに伴い、連結子会社から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識および測定

営業債権およびその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

②分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

③金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。なお、営業債権、契約資産およびリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

④認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

(2) デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクおよび金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的および戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までには、その他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループは公正価値ヘッジおよび在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価および加工費、ならびに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物および構築物 : 2～50年
- ・機械装置および運搬具 : 2～10年
- ・工具、器具および備品 : 2～15年

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には、純損益として認識しています。

(6) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産には資産化の要件を満たす開発費用を認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産 : 4～8年
- ・ソフトウェア : 3～5年
- ・その他 : 3～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(7) リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

①借手リース

当社グループは、リースにより有形固定資産又は無形資産を賃借しています。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産およびリース債務は、リース物件の公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で認識しています。リース資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。また、支払リース料総額をリース債務元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース債務残高に対して一定の利率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、支払リース料を費用として、リース期間にわたって定額法により認識しています。

②貸手リース

当社グループは、リースにより有形固定資産を賃貸しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書に認識し、受取リース料を収益として、リース期間にわたって定額法により認識しています。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産および売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

(9) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

(10) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度および確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産または負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識していません。

②短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度および当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

(11) 収益

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しています（IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等やIAS第17号「リース」に基づく受取リース料を除く）。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、医療、科学、映像およびその他製品の製造販売を主な事業としています。これらの製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しています。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引およびリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しています。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1)流動資産	5,475百万円
(2)非流動資産	9,458百万円

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして非流動資産の「営業債権及びその他の債権」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額であります。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 328,359百万円

3. 偶発債務

保証債務 (相手先)	(内 容)	(金 額)
従業員	住宅資金借入金等	8百万円
計		8百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 1,370,853,396株

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記の発行済株式総数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	9,559	28	2018年3月31日	2018年6月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年6月25日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しています。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	10,243	利益剰余金	30	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。
当事業年度の期末配当につきましては、配当基準日が2019年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。
上記の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を表示しています。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 143,100株

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。
上記の新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割実施前の株式数を記載しています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入および社債により資金を調達しています。

営業債権およびその他の債権に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、リスク低減を図っています。

保有株式に係る市場価格リスクは、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことにより、リスク低減を図っています。

外貨建の金融資産および金融負債に係る為替変動リスクは、主に先物為替予約の利用により、リスク低減を図っています。また、一部の長期借入金に係る金利変動リスクは、金利スワップ取引を実施して利息の支払額を固定化することにより、リスク低減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

償却原価で測定される主な金融商品の2019年3月31日（当連結会計年度末）における連結財政状態計算書計上額、公正価値およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
金融資産			
リース債権	29,824	29,803	△21
金融負債			
社債	19,909	19,897	△12
借入金	97,811	98,218	407
リース債務	9,035	9,140	105

金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

（リース債権およびリース債務）

リース債権およびリース債務は、リース期間ごとに区分した債権および債務毎に、債権および債務の額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

（社債および借入金）

固定金利による社債および借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

収益認識に関する注記

医療事業

医療事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡、内視鏡処置具および超音波内視鏡等の医療機器の販売およびリースを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

医療事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項(7)リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

科学事業

科学事業においては、顕微鏡、工業用ビデオスコープおよび超音波探傷器等の販売を行っており、国内外の研究機関や医療機関等を主な顧客としています。

科学事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

科学事業に関する製品の保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

映像事業

映像事業においては、一眼レフ、ミラーレス一眼カメラを含むデジタルカメラの販売を行っており、主に国内外の小売業を営む企業を顧客としています。

映像事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客へ販売した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。映像事業における製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。なお、リベートおよび事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、見積と実績に重要な差異が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

その他の事業

その他事業においては、生体材料等の販売を行っているほか、新規事業に関する研究開発や探索活動が含まれています。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり親会社所有者帰属持分 323.06円
2. 基本的1株当たり当期利益 5.97円

(注)当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。このため、2019年3月期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分および基本的1株当たり当期利益は株式分割後の数値を表示しています。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2019年2月8日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議しました。

(1) 株式分割の目的

株式の分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともにより幅広い層の投資家の皆さまに保有いただくことを目的としています。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年3月31日を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年3月29日）として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき4株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

2019年3月31日現在の発行済株式総数	342,713,349株
株式分割により増加する株式数	1,028,140,047株
株式分割後の発行済株式総数	1,370,853,396株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2019年3月14日
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年4月1日

(3) 定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年4月1日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しました。

② 定款変更の内容

変更内容は以下の通りです。

(下線は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 億株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40</u> 億株とする。

③ 日程

定款変更の効力発生日 2019年4月1日

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2019年4月1日を効力発生日としていますので、2019年3月期の期末配当金については、株式分割前の株式数を基準に実施します。

なお「1株当たり情報」は当社の株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しています。

その他の注記

1. 企業結合関係

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 Cybersonics, Inc. (以下、「Cybersonics社」)

事業の内容 超音波技術に基づいた医療機器の設計及び生産

② 企業結合を行った主な理由

2016年3月30日に公表した2016経営基本計画(以下、「16CSP」)において、将来の持続的な発展に向け、足元固めと攻めの事業ポートフォリオを構築し、企業価値を向上させていくことを掲げています。

泌尿器科ビジネス領域における尿路結石治療は、当社16CSPにおける重点戦略領域です。今回の事業取得により、結石破碎装置を自社開発・生産し、泌尿器科ビジネスにおける競争力を高めてまいります。

③ 取得日

2018年5月15日

④ 被取得企業の支配を獲得した方法

当社グループの北米における医療機器の開発、生産拠点であるOlympus Surgical Technologies AmericaがCybersonics社の尿路結石治療技術の一部並びに関連する事業資産を事業譲受により取得したことによります。

(2) 取得関連費用

取得関連費用として116百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産および引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	3,424
条件付対価	489
合計	3,913
取得資産および引受負債の公正価値	
無形資産	3,815
取得資産および引受負債の公正価値（純額）	3,815
のれん	98
合計	3,913

当連結会計年度において、当該企業結合における取得日現在の取得した資産の公正価値の測定を行い、当初の暫定的な金額から、無形資産が98百万円減少し、同額ののれんが発生しています。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力です。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、Cyberonics社から一定期間内に当社への知識の移管及び事業資産の稼働が行われることを条件に支払われるものであり、当該条件達成の可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。なお、支払額の上限は4.5百万米ドル（割引前）です。条件付対価の公正価値は、金利の増減により変動しますが、公正価値測定に与える影響は重要ではありません。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

2. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益のうち、主なものは以下のとおりです。

(退職給付制度改訂益)

欧州における退職給付制度の改訂による収益1,883百万円を「その他の収益」に計上しています。

(固定資産売却益)

当社における固定資産売却益1,059百万円を「その他の収益」に計上しています。

(2) その他の費用

その他の費用のうち、主なものは以下のとおりです。

(証券訴訟関連損失)

当社は、過去の損失計上を先送りするために2001年3月期から2012年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けていました。当該損害賠償請求について和解が成立したことによる解決金19,380百万円を「その他の費用」に計上しています。

(映像事業の生産拠点の再編費用)

当社は2018年5月に映像事業の生産拠点の再編を決議し、連結子会社であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd.の操業を停止し、生産をOlympus Vietnam Co., Ltd.に集約することを決定いたしました。一連の再編に伴い発生する経済補償金等を映像事業の生産拠点の再編費用として、「その他の費用」に6,174百万円計上しています。

(連結子会社の訴訟関連損失)

当社の連結子会社であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd.と深圳市安平泰投资发展有限公司との訴訟について、2018年7月30日付けで深圳市中级人民法院において判決が出され、同年8月3日同判決が送達されました。判決は当社の連結子会社の主張の一部を認めたものの、損害賠償を命じており、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積もり、3,817百万円を「その他の費用」に計上しています。

(連結子会社の訴訟関連費用)

当社の連結子会社であるKeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.と旧役員との訴訟に関連する費用について、必要と認められる金額を合理的に見積もり、1,197百万円を「その他の費用」に計上しています。

(米国における十二指腸内視鏡に関する調査)

当社グループが製造・販売している十二指腸内視鏡に関して、2015年3月および8月に、当社の子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社宛てに米国司法省より情報の提供を求める旨の召喚状が発行され、その後、同省によるFDCA (Federal Food, Drug and Cosmetic Act : 連邦食品・医療品・化粧品法) に関する調査を受けていました。本件について同省との間で2018年12月3日に司法取引契約を締結し、この司法取引契約が同年12月10日に米国裁判所において承認され確定したため、刑事罰金及び刑事没収相当額等9,653百万円を支払っています。

(減損損失)

映像事業における事業用資産及び医療事業における開発資産等について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失をそれぞれ1,990百万円、1,332百万円認識し、「その他の費用」に計上しています。

(連結子会社の間接税に係る自主調査)

当社の海外子会社が行った間接税に係る自主調査に関して追加的に徴収が見込まれる税額5,328百万円を引当計上しており、このうち3,882百万円を「その他の費用」に計上しています。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		
					圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
2018年4月1日期首残高	124,560	90,980	4	90,984	1,200	231,674	232,874
会計方針の変更による 累積的影響額						△154	△154
会計方針の変更を反映した 当期首残高	124,560	90,980	4	90,984	1,200	231,520	232,720
当期変動額							
新株の発行	46	46		46			
剰余金の配当						△9,559	△9,559
当期純利益						30,223	30,223
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
圧縮記帳積立金の取崩					△39	39	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	46	46	0	46	△39	20,703	20,664
2019年3月31日期末残高	124,606	91,026	4	91,030	1,161	252,223	253,384

項目	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日期首残高	△4,775	443,643	11,186	11,186	543	455,372
会計方針の変更による 累積的影響額		△154				△154
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△4,775	443,489	11,186	11,186	543	455,218
当期変動額						
新株の発行		92				92
剰余金の配当		△9,559				△9,559
当期純利益		30,223				30,223
自己株式の取得	△8	△8				△8
自己株式の処分	19	19			△19	0
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△4,555	△4,555		△4,555
当期変動額合計	11	20,767	△4,555	△4,555	△19	16,193
2019年3月31日期末残高	△4,764	464,256	6,631	6,631	524	471,411

Ⅷ. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権および債務 ……時価法

(3) たな卸資産 ……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

①車両運搬具、工具及び備品 ……法人税法に基づく耐用年数によっています。

②その他の有形固定資産 ……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
リース取引に係るリース資産

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 事業整理損失引当金

一部の子会社の行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟の進行状況に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負担見込額を計上しています。

(6) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しています。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …為替予約取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …外貨建売掛金の予定取引、借入金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、ならびに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

(3) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

当事業年度より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用し、「繰延税金資産」は投資その他の資産の区分に表示しています。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 138,682百万円 |
| 2. 偶発債務 | |
| 保証債務 | 3,569百万円 |
| 上記には関係会社に対する保証予約等3,561百万円が含まれています。 | |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権 | 90,938百万円 |
| 4. 関係会社に対する長期金銭債権 | 611百万円 |
| 5. 関係会社に対する短期金銭債務 | 75,935百万円 |
| 6. 輸出為替手形割引高 | 205百万円 |
| 7. 期末日満期手形の会計処理 | |
| 期末日満期手形の会計処理については、当期末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。当期末日の満期手形の金額は以下のとおりです。 | |
| 受取手形 | 7百万円 |
| 8. 貸倒引当金 | |
| 貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求をしています。 | |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	297,096百万円
仕入高	211,289百万円
その他の営業取引	43,543百万円
営業取引以外の取引による取引高	57,726百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,370,853,396株

当事業年度における普通株式の発行済株式は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により88,500株増加しています。

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記の発行済株式総数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,170,080株

当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより7,068株増加、ストックオプションの行使により20,800株減少、業績連動型株式報酬の退任取締役および執行役員からの無償取得により2,408株増加しています。

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記の自己株式総数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸資産	6,697百万円
前払費用	8,757百万円
未払賞与	3,015百万円
有形固定資産	4,456百万円
無形固定資産	3,597百万円
投資有価証券評価損否認	2,584百万円
関係会社株式評価損否認	8,678百万円
貸倒引当金繰入否認	4,525百万円
繰越欠損金	15,795百万円
その他	2,496百万円
繰延税金資産小計	60,600百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,695百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△15,708百万円
繰延税金資産合計	35,197百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,911百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△512百万円
前払年金費用	△6,036百万円
その他	△145百万円
繰延税金負債合計	△8,604百万円
繰延税金資産の純額	26,593百万円

関連当事者との取引に関する注記

該当事象はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 344円80銭

2. 1株当たり当期純利益 22円13銭

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。

このため、2019年3月期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益は株式分割後の数値を表示しています。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2019年2月8日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議しました。

(1) 株式分割の目的

株式の分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともにより幅広い層の投資家の皆さまに保有いただくことを目的としています。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年3月31日を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年3月29日）として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき4株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

2019年3月31日現在の発行済株式総数	342,713,349株
株式分割により増加する株式数	1,028,140,047株
株式分割後の発行済株式総数	1,370,853,396株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2019年3月14日
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年4月1日

(3) 定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年4月1日をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しました。

② 定款変更の内容

変更内容は以下の通りです。

(下線は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40億株</u> とする。

③ 日程

定款変更の効力発生日 2019年4月1日

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2019年4月1日を効力発生日としていますので、2019年3月期の期末配当金については、株式分割前の株式数を基準に実施します。

なお「1株当たり情報」は当社の株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しています。

連結配当規制適用会社に関する注記
当社は、連結配当規制適用会社です。

その他の注記

証券訴訟関連損失

当社は、過去の損失の計上を先送りするために2001年3月期から2012年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けていました。当該損害賠償請求について和解が成立したことによる解決金19,380百万円を「証券訴訟関連損失」に計上しています。

減損損失

当社は、映像事業における事業用資産等について、市場環境の変化等の影響により、取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,478百万円を「減損損失」として計上しています。